

議案第189号

京丹後市役所峰山庁舎2号館市民利用施設条例の制定について

京丹後市役所峰山庁舎2号館市民利用施設条例を別記のように定める。

令和7年12月12日提出

京丹後市長 中山泰

提案理由

京丹後市庁舎増築棟整備においては、「協働・共創のまちづくり」を基本方針とし、市民等の憩いや交流の促進を図り、福祉の増進及び地域の活性化に資することを目的として新たに市民利用スペースを整備した。当該スペースの貸館としての使用料等を定めた条例の制定をするものである。

(別記)

京丹後市役所峰山庁舎 2 号館市民利用施設条例

(設置)

第 1 条 市民等の憩いや交流の促進を図り、福祉の増進及び地域の活性化に資することを目的として、峰山庁舎 2 号館に市民等の利用が可能な施設（みんなの広場を含む。以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 峰山庁舎 2 号館の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 京丹後市役所峰山庁舎 2 号館
- (2) 位置 京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、又は在学する個人並びに市内で事業若しくは活動する個人及び法人その他団体をいう。
- (2) 閉庁日 京丹後市の休日を定める条例（平成 16 年京丹後市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日をいう。
- (3) 閉庁時間 閉庁日以外の日における京丹後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 16 年京丹後市規則第 41 号）第 2 条第 1 項に規定する勤務時間及び休憩時間を除いた時間をいう。

(利用並びに管理及び運営)

第 4 条 市長は、施設を峰山庁舎 2 号館と一体的に運用し、広く市民等の利用に供するとともに施設を常に良好な状態にあるよう管理し、第 1 条の設置目的に応じて効率的に運営するよう努めなければならない。

(利用の許可等)

第 5 条 閉庁日又は閉庁時間のうち規則で定めるものにおいて、施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を占用して利用し

ようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

3 その他第1項の利用に関し必要な事項は、規則で定める。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

- (1) その利用が施設等の設置の目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設等の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第8条 利用者は、施設等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

- (3) 利用の許可の条件又は係員の指示に従わないとき。
- (4) 市の行政運営上の必要により、利用の許可を取り消す事由が生じたとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和4年京丹後市規則第65号）に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 施設等の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 第9条第4号の規定により、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (3) 前2号に規定するものほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、第9条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第14条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第5条に規定する利用の許可等に係る利用の申請その他の手続きは、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第10条関係）

1 施設の使用料

利用施設	単位	使用料（円）	
		昼間 (9:00～18:00)	夜間 (18:00～22:00)
まちの情報コーナー	1時間	190円	210円
市民コラボラウンジ	1時間	190円	210円
まちそらテラス	1時間	1,020円	1,070円
共同会議室	1時間	890円	980円

231会議室	1時間	350円	380円
232会議室	1時間	330円	370円
233会議室	1時間	210円	230円
234会議室	1時間	180円	190円
みんなの広場	1時間	190円	210円

2 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
電源設備（みんなの広場に限る。）	1時間	みんなの広場の1時間ごとの使用料の2分の1の額
冷暖房設備		利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額

備考

- 1 共同会議室は、231会議室、232会議室及び233会議室を同時に使用する場合のことをいう。
- 2 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。）を乗じて得た額とする。
- 3 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。）の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。
- 4 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。

5 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が 1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。

6 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 7 年 12 月 定例会

議案の件名	議案第 189 号 京丹後市役所峰山庁舎 2 号館市民利用施設条例の制定について	政策等の区分	計画・事業・条例																									
			その他()																									
«政策等の概要»	<p>令和4年3月に策定した京丹後市庁舎増築棟整備基本計画における基本方針1「協働・共創のまちづくり」に基づき、市民等の憩いや交流の促進を図り、福祉の増進及び地域の活性化に資することを目的として新たに市民利用スペースを整備した。当該スペースの貸館としての使用料等を条例で定めるもの。</p>																											
«市民参加の状況»	<p>有 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。) 令和5年2月11日 庁舎増築棟等整備基本設計における市民ワークショップの開催 参加者：70歳代までの24人（こども6人含む） ワークショップ内容：市民利用スペースの活用方法</p>																											
«財源措置の状況» (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>総事業費</th><th>国庫支出金</th><th>府支出金</th><th>市債</th><th>その他</th><th>一般財源</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源																		
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源																							
«政策等の必要性»	<p>本市では、京丹後市庁舎増築棟整備基本計画に基づき、市民の憩いや交流の促進を図り、福祉の増進及び地域の活性化に資することを目的として市民利用スペースを設けた。 本条例は、市民利用スペースを将来にわたり健全な運用を図るため、貸館利用時の使用料等を定める必要があるもの。</p>																											
«将来にわたる効果及び経費の状況»	<ul style="list-style-type: none"> 市民等の憩いと交流の促進による福祉の増進及び地域の活性化 																											
«提案に至るまでの経緯»	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年8月4日 峰山庁舎2号館プレオープン、市民利用スペースの開放開始 令和7年10月31日 例規審査委員会 令和7年12月 8日 例規審査委員会 																											
«総合計画等の整合»	<table border="1"> <tr> <td>まちづくり 27の施策</td><td>27</td><td>行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）</td></tr> </table>				まちづくり 27の施策	27	行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）																					
まちづくり 27の施策	27	行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）																										
«他の計画(該当する場合のみ)»	<table border="1"> <tr><td>計画名称</td><td colspan="3">京丹後市庁舎増築棟整備基本計画</td></tr> <tr><td>策定年度</td><td colspan="3">令和4年3月</td></tr> <tr><td>計画期間</td><td colspan="3">—</td></tr> </table>				計画名称	京丹後市庁舎増築棟整備基本計画			策定年度	令和4年3月			計画期間	—														
計画名称	京丹後市庁舎増築棟整備基本計画																											
策定年度	令和4年3月																											
計画期間	—																											
«政策等の実施時期»	<p>公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p>																											
	<table border="1"> <tr><td>担当部局</td><td>担当課</td><td colspan="2">添付資料（有の場合は、その名称）</td></tr> <tr><td>建設部</td><td>都市計画・建築住宅課 都市・地域拠点整備推進室</td><td>有・無</td><td>参考資料1 市民利用施設位置図 参考資料2 条例施行規則</td></tr> </table>				担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		建設部	都市計画・建築住宅課 都市・地域拠点整備推進室	有・無	参考資料1 市民利用施設位置図 参考資料2 条例施行規則																
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）																										
建設部	都市計画・建築住宅課 都市・地域拠点整備推進室	有・無	参考資料1 市民利用施設位置図 参考資料2 条例施行規則																									

京丹後市役所峰山庁舎2号館市民利用施設 占用利用の可能な範囲

施設名	開庁日(月～金)		閉庁日(土日・祝日)
	8:30～17:15	18:00～22:00	
まちの情報コーナー	市民等利用(出入り自由)	市民等利用(申請許可制)	市民等利用(申請許可制)
市民コラボラウンジ	市民等利用(出入り自由)	市民等利用(申請許可制)	市民等利用(申請許可制)
まちそらテラス	市民等利用(出入り自由)	市民等利用(申請許可制)	市民等利用(申請許可制)
共同会議室	市業務使用	市民等利用(申請許可制)	市民等利用(申請許可制)
231会議室	市業務使用	市民等利用(申請許可制)	市民等利用(申請許可制)
232会議室	市業務使用	市民等利用(申請許可制)	市民等利用(申請許可制)
233会議室	市業務使用	市民等利用(申請許可制)	市民等利用(申請許可制)
234会議室	市業務使用	市民等利用(申請許可制)	市民等利用(申請許可制)
みんなの広場 (屋外施設のため施錠なし)	市民等利用(出入り自由)	市民等利用(申請許可制)	市民等利用(申請許可制)

※1 12月28日～1月3日は休館日

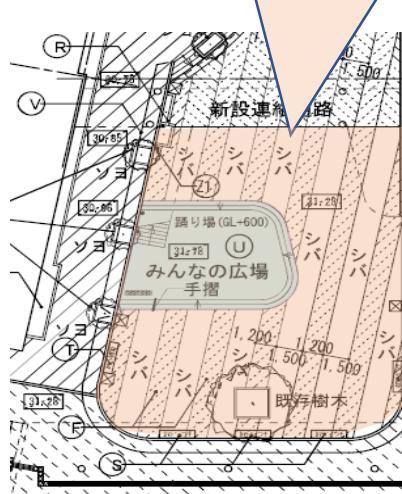
※2 みんなの広場は、開庁日及び閉庁日において出入り自由
ただし、許可を取ることにより上記赤枠内の時間帯においては占用利用も可能

占用利用の可能な範囲

<市民利用施設 位置図（1階）>

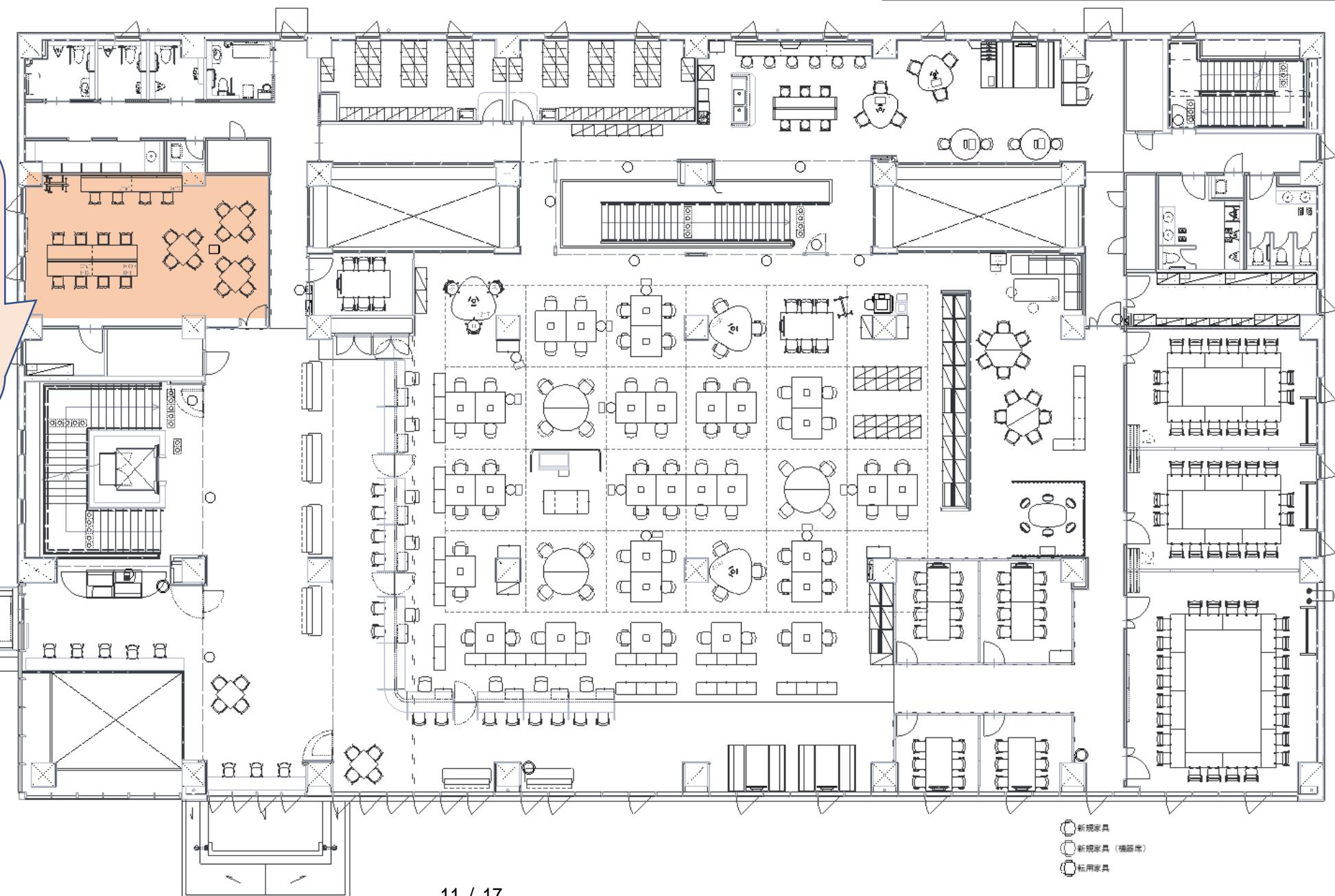
議案第189号 参考資料1

みんなの広場

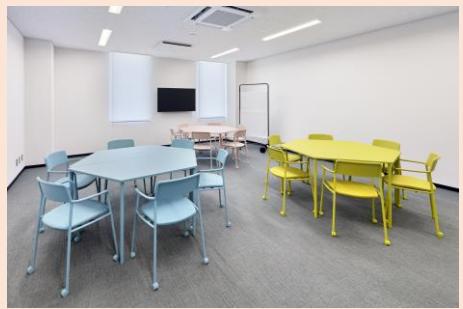


まちの情報コーナー

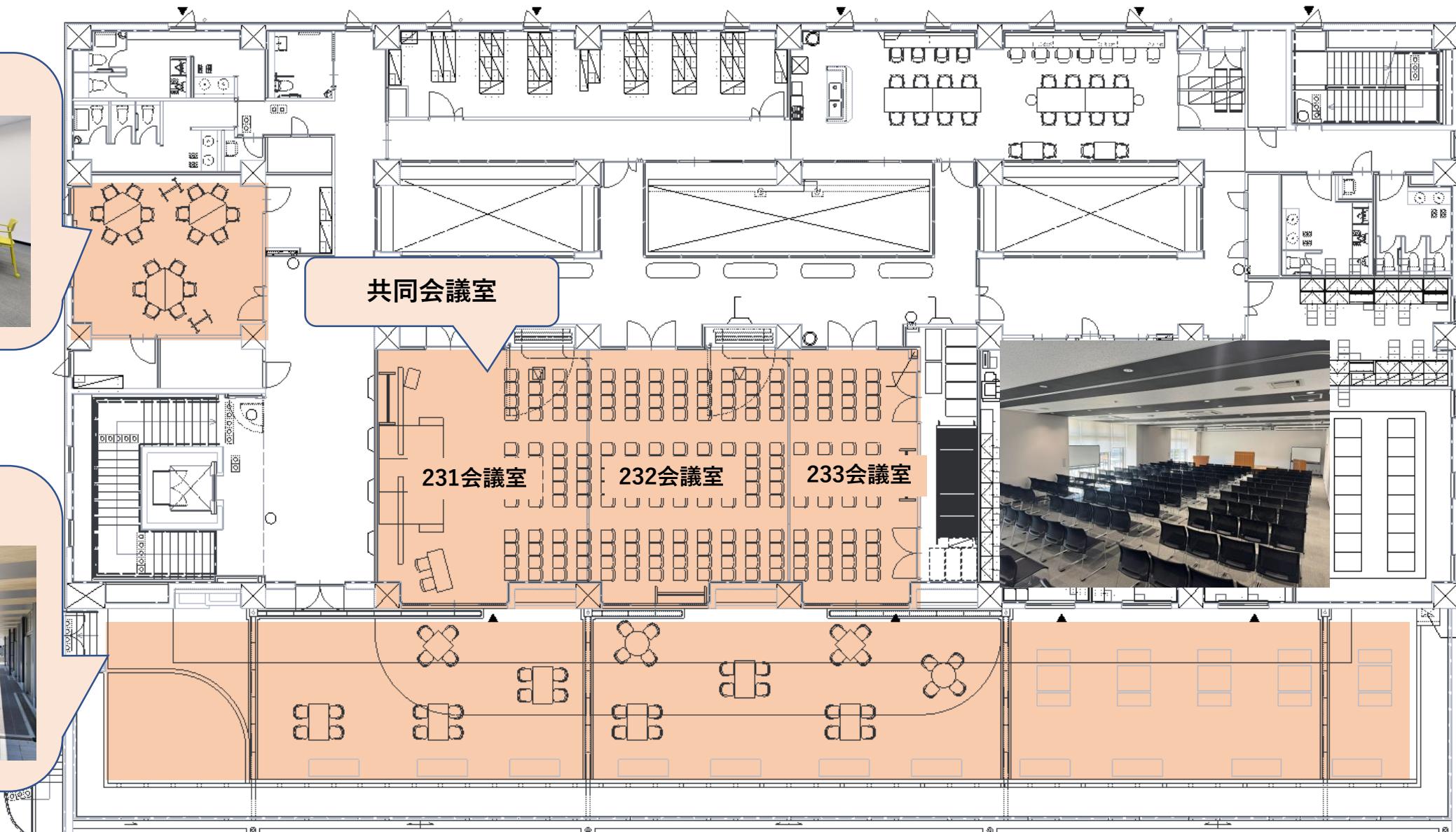




234会議室



まちそらテラス



- 新規家具
- 新規家具（機器庫）
- 転用家具

(別記)

京丹後市役所峰山庁舎2号館市民利用施設条例施行規則（案）

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市役所峰山庁舎2号館市民利用施設条例（令和●年京丹後市条例第●号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において「施設等」とは、条例第5条に規定する施設等及びこの規則の別表に規定する備品（無料で使用することができるものをいう。）をいう。

(休館日)

第3条 施設（条例第1条に規定する「施設」をいう。以下同じ。）の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、施設等の管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第4条 施設の利用において条例第5条第1項に規定するあらかじめ市長の許可を受けなければならない時間は、峰山庁舎2号館の開庁日（条例第3条第2号に規定する閉庁日以外の日をいう。以下同じ。）にあっては午後6時から午後10時までとし、閉庁日（同号に規定する閉庁日をいう。以下同じ。）にあっては午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の申請)

第5条 条例第5条第1項の規定により施設等の利用の許可を受けようとする者は、京丹後市役所峰山庁舎2号館市民利用施設利用申請書兼許可（不許可）書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、利用予定日から起算して3箇月前の日の属する月の初日（月の初日が閉庁日の場合は、以降の開庁日）から当該利用日の前日までの峰山庁舎2号館の開庁時間内に行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第6条 市長は、前条の申請に係る利用の目的が、適當と認めたときは、当該申請に係る利用を許可する旨を記載した京丹後市役所峰山庁舎2号館市民利用施設利用申請書兼許可（不許可）書（以下「利用許可書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前条に規定する申請があった場合において、その審査の結果、条例第6条の規定に該当すると認めたときは、当該申請に係る利用を不許可とする旨を記載した京丹後市役所峰山庁舎2号館市民利用施設利用申請書兼許可（不許可）書により、申請者に利用の不許可を通知するものとする。

（使用料の納付）

第7条 利用許可書の交付を受けた者（以下「利用許可者」という。）は、利用許可書の交付と引換えに使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用者の遵守すべき事項）

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用の許可を受けた施設及びその利用目的の達成に必要となる部分以外に立ち入らないこと。
- (2) 許可を受けずに施設内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の提示等を行わないこと。
- (3) 施設内において火気等を利用し、又は喫煙しないこと。
- (4) 許可を受けずに備え付けた備品を移動しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に指示した事項に従うこと。

（利用許可の取消し）

第9条 市長は、条例第9条第1項の規定により利用の許可を取り消したときは、京丹後市役所峰山庁舎2号館市民利用施設利用許可取消決定通知書（別記様式第2号）により、利用許可者に利用の許可の取消しを通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（入館の禁止等）

第10条 市長は、施設内の秩序を乱し、若しくは他の利用者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の利用を禁止し、又はその者の退去を命ずることができる。

（損壊の届出等）

第11条 施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに市長に届け出て、その指示

に従わなければならない。

(管理上の指示)

第12条 市長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、施設等の維持のため利用されている施設に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(利用終了の届出)

第13条 利用許可者は、施設等の利用を終了したときは、速やかに係員に届け出なければならない。

(原状回復の点検)

第14条 利用許可者は、条例第13条の規定により原状に回復したときは、係員の点検を受けなければならない。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、施設等の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年●月●日から施行する。

(京丹後市役所峰山庁舎2号館市民利用施設条例の施行期日)

2 条例の施行期日は、同日とする。

(準備行為)

3 第5条に規定する利用の申請その他の手続きは、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則の一部改正)

4 京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和4年京丹後市規則第65号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

32 峰山庁舎2号館	京丹後市役所峰山庁舎2号館市民利用 施設条例（令和●年京丹後市条例第● 号）第2条	
------------	---	--

別表（第2条関係）

施設名	備品名
まちの情報コーナー	スツール
	ソファ
	壁掛式86型ディスプレイ（HDMIケーブル付き）
市民コラボラウンジ	打合せテーブル（4人用）
	打合せイス
	ハイカウンターテーブル
	ハイカウンタイス
	カウンターテーブル
	カウンタイス
	可動式ホワイトボード（マーカーペン3本・イレーザー付き）
まちそらテラス	壁掛式55型ディスプレイ（HDMIケーブル付き）
	屋外テーブル（4人用）
	屋外イス
	背付きベンチ（3人用）
	背無しベンチ用テーブル
共同会議室	背無しベンチ（2人用）
	会議用テーブル
	会議用イス
	チェアポーター（30脚用）
	可動式ステージ（ステージスカート付き）
	踏み台（ステージ用）
	演台（1人用）
	演台（2人用）
	マイクスタンド（フロア型）
	マイクスタンド（卓上型）
	ワイヤレスマイク（ハンド型）
	ワイヤレスマイク（タイピン型）
	ケーブル付きマイク
231会議室	可動式ホワイトボード（マーカーペン3本・イレーザー付

	き) 壁面投影式プロジェクター（操作設備を含む）
232会議室	可動式ホワイトボード（マーカーペン3本・イレーザー付き）
	可動式55型ディスプレイ（HDMIケーブル付き）
233会議室	可動式ホワイトボード（マーカーペン3本・イレーザー付き）
	可動式55型ディスプレイ（HDMIケーブル付き）
234会議室	打合せテーブル（3人用）
	打合せイス
	可動式ホワイトボード（マーカーペン3本・イレーザー付き）
	壁掛式55型ディスプレイ（HDMIケーブル付き）

備考

- 1 共同会議室は、231会議室、232会議室及び233会議室を同時に使用する場合のことをいう。
- 2 共同会議室を231会議室、232会議室及び233会議室として個別に使用する場合においては、会議用テーブル、会議用イス及びチェアポーターに限り、別表中「共同会議室」に係る会議用テーブル、会議用イス及びチェアポーターの区分から使用数を申請するものとする。